

平成28年10月19日
株式会社中国銀行

相続関連業務における千葉銀行および第四銀行との連携について

当行は、平成28年10月19日（水）に相続関連業務において、千葉銀行（頭取 佐久間 英利）、第四銀行（頭取 並木 富士雄）と連携いたしましたので、お知らせします。

当行は、従来の信託業務に相続関連業務を信託本体業務として追加したうえで、千葉銀行と「業務委託方式」で業務提携します。この業務提携により、千葉銀行が培ってきた相続関連業務に関する知見やノウハウを活用することでお客さまに対してより有効な相続に関するご提案が可能となります。第四銀行は、「代理店方式」で、千葉銀行の相続関連業務の代理店となり、相続関連業務を展開します。

今般、連携する千葉銀行は、平成18年より相続関連業務に本体参入し、お客さまの資産や事業の承継に関するニーズにワンストップで対応できる態勢としており、知見やノウハウを有しております。

なお、3行はともに「TSUBASA金融システム高度化アライアンス」に加盟し、フィンテックや市場・国際業務などさまざまな分野で連携を強化しております。

今後も、さまざまなリソースを活用し、高齢化社会の進展を背景に高まっている相続や円滑な資産承継に関するお客さまのニーズに、積極的にお応えしていきたいと考えています。

フィンテックをはじめ先進的なIT技術を調査・研究するために発足した枠組みで、現在、千葉銀行、第四銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行の6行が加盟しています。

以 上